公立病院に係る地方財政措置

総務省自治財政局

病院事業に係る主な地方交付税措置

1 普通交付税(令和元年度)

区分	算定額	
病床割	745千円×稼働病床数	
救急告示病院分	1,697千円×救急病床数+32,900千円	
事業割	病院事業債の元利償還金の25% (元利償還金の1/2について、一般会計から繰出)	

2 特別交付税(平成30年度)

区分	単価	
①不採算地区病院(1病床当たり)	第1種	1,408千円
し个休昇地区例院(「例外当たり)	第2種	939千円
②結核病床	1,633千円	
③精神病床	1,523千円	
④リハビリテーション専門病院病床	310千円	
	第1種	5,305千円
[⑤周産期医療病床	第2種	4,245千円
⑤向连朔区僚 树 体	第3種	2,805千円
	第4種	2,243千円
⑥小児医療病床	1,267千円	
⑦感染症病床	4,251千円	
⑧小児救急医療提供病院(1病院当たり)	8,912千円	
⑨救命救急センター(1センター当たり)	154,289千円	

再編・ネットワーク化に係る施設・設備の整備に係る地方財政措置

新公立病院改革プランに基づき行われる公立病院等の再編・ネットワーク化に係る施設・設備の整備について、病院事業債(特別分)を措置(令和2年度までの措置)。

① 複数病院の統合

- 〇関係する複数病院が、統合により1以上減と なることが原則。
- **〇経営主体も統合されていること。**



原則として整備費全額が対象

② 相互の医療機能の再編

- 〇機能分担による病床規模又は診療科目の見直しを 伴うことが必要。
- **〇経営主体が統合されていること。**



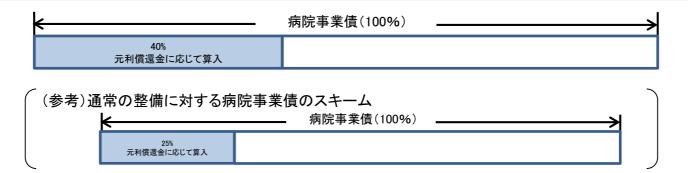
再編に係る経費のみが対象

対象経費の例: 遠隔医療機器、情報システムの統合整備費、高度医療施設、高度医療機器など

※ただし、経営主体の統合を伴わない場合でも、以下に掲げる全ての 取組が行われていれば再編に係る経費を対象とする。

- ・機能分担による病床規模又は診療科目の見直し
- 共同購入等による医薬品、診療材料等の効率的調達
- ・医師の相互派遣による協力体制の構築
- ・医療情報の共有等による医療提供の連携体制の構築

病院事業債の特別分の対象:元利償還金の40%を普通交付税措置〈特別分〉



公立病院の財政措置に関する提言等について

平成29年12月 地域医療の確保と公立病院改革の推進に関する調査研究会報告書(抜粋)

第2部 今後の公立病院経営に向けた提言

- 2. 公立病院に対する財政的・制度的支援
- (1)地域医療確保のための財政的支援 ① 不採算地区における医療を確保するために必要な措置
- 不採算地区病院を抱える地方公共団体は地域医療を確保するため、多額の繰出を余儀なくされている実態があり、 不採算地区医療への重点的な支援を含めてメリハリの効いた支援が必要ではないかといった意見や、へき地などの 地域で地域に密着して地域の生活を支える公立病院については存続していけるような措置が必要ではないかといった 意見があった。

(中略)

以上の状況から、不採算地区病院が、不採算地区以外の病院と比較してより厳しい経営状況にあることを踏まえ、 総務省は不採算地区病院に対する財政支援を充実する方向で検討すべきである。

令和元年5月15日 自治体病院議員連盟総会資料 (全国自治体病院開設者協議会・全国自治体病院協議会提出)(抜粋)

(自治体病院への財政支援)

- 自治体病院は不採算部門である政策医療を担っており、十分な地方交付税が必要である。
- 特に、救急、災害やへき地等の地域に貢献する医療の提供など、政策医療を担う自治体病院の役割は増大していく。

令和元年6月4日 全国自治体病院経営都市議会協議会 定期総会決議(抜粋)

地域医療の中核を担う自治体病院の経営基盤安定のため、特に小児医療、救急医療、精神科医療、へき地医療、 高度医療、周産期医療など不採算部門に対する財政措置を拡充強化すること。